

# 初心運転者講習とは？

## ◇ 初心運転者講習とは？

準中型・普通・大型二輪・普通二輪・原付の各種免許を取得した方が、初心運転者期間（免許取得後1年、免許停止期間を除く。）に交通違反をし、その違反合計点数が3点以上に達した場合（1回の違反で3点に達した場合を除く。）に受けることができる講習です。

初心運転者講習の受講対象となった方には、運転免許証の住所地を管轄する公安委員会から講習の通知が届きます。この通知を受け取ってから1か月以内に講習を受講しなかった場合、または講習を受講した後、残りの初心運転者期間中さらに違反合計点数が3点に達した場合（1回の違反で3点に達した場合を除く。）には再試験を受けなければなりません。

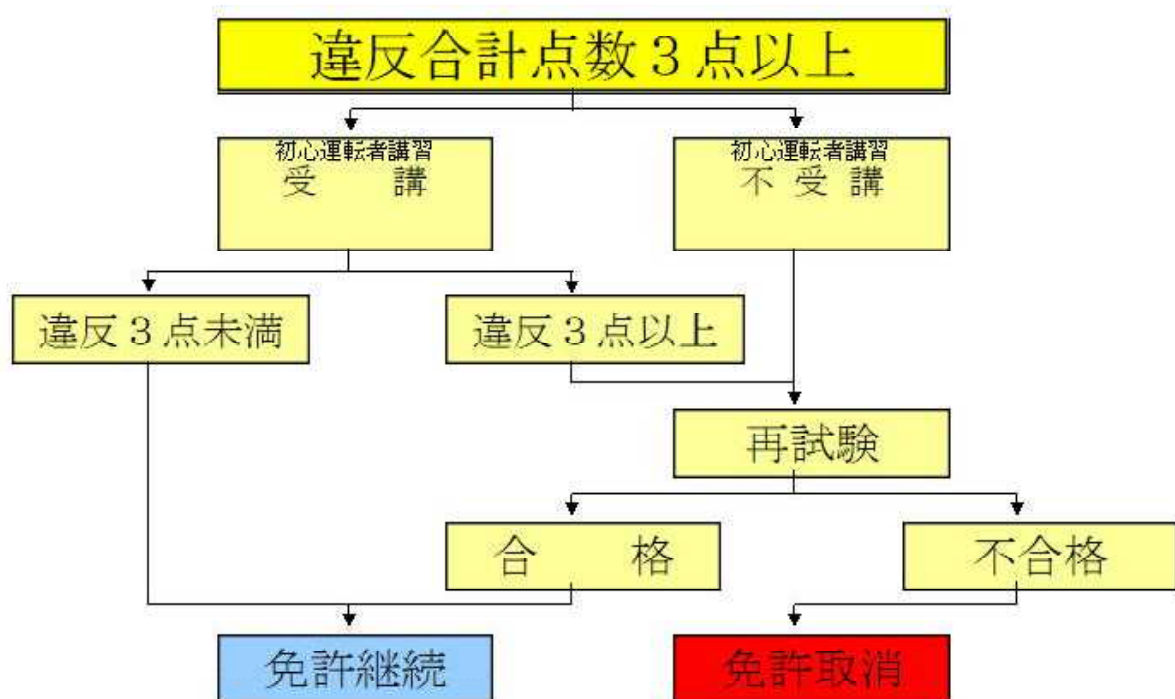
## ◇ 再試験とは？

学科と技能の試験（原付免許は学科のみ）をもう一度受けることです。

再試験を受けなければならない方には、運転免許証の住所地を管轄する公安委員会から再試験の通知書が届きます。

学科と技能の試験の両方に合格しなければ（原付免許は学科のみ）、その免許は取り消しとなります。また、この通知を受け取ってから1か月以内に受検しなかった場合も、その免許は取り消しとなります。

## ◇ 初心運転者講習の流れ





## ◇ 講習内容について

- ・ 運転適性検査
- ・ 危険予知訓練
- ・ 運転技能診断（教習所内、路上）
- ・ グループディスカッションなど

	受講手数料	講習時間
準中型講習	15,950 円	7時間
普通車講習	15,250 円	7時間
大型二輪車講習	19,800 円	7時間
普通二輪車講習	18,750 円	7時間
原付講習	10,700 円	4時間

※受講手数料（講習手数料＋通知手数料）

問い合わせ先（連絡先）

福島県警察本部 運転免許課 運転者教育係（電話：024-591-4200）

【 土日、祝祭日を除く 午前8時30分から午後5時15分まで 】